

議案第65号

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例の制定について

議案第65号 大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

資料の2ページをお願いします。

改正趣旨についてであります。令和8年2月13日付けで、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）における規定が改正されたことを受け、大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についても同府令と同様の改正を行うものでございます。

資料の3ページをお願いします。

改正内容についてであります。児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の一部の施行に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたことにより、当該事業の基準を加えるものであります。

具体的には、満3歳以上限定小規模保育事業の利用定員は、6人以上19人以下とすることや、利用の申込みが利用定員の総数を超える場合においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう選考することなどを加えるものであります。

施行期日は、令和8年4月1日からの施行を予定しており、改正箇所については、4ページ以降に記載のとおりです。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。